

オンライン利用率引上げに係る基本計画（令和 3 年 10 月 22 日）

府省名	厚生労働省
対象事業名	労働安全衛生法の規定に基づく労働基準監督署への報告

1. 対象手続一覧

手続 I D	手続名	手続類型	手続主体	手続の受け手	総手続件数 (令和元年度)	オンライン 手続件数 (令和元年度)	オンライン 利用率 (令和元年度)	オンライン 利用率目標	取組期間 (達成期限)
49519	健康診断結果報告	1 申請等	6 民間事業者等	1 国	150,914	387	0.256%	20%	令和 8 年度末
50263	労働者死傷病報告 (死亡及び休業 4 日以上)	1 申請等	6 民間事業者等	1 国	125,611	918	0.731%	20%	令和 8 年度末

※オンライン利用率目標・取組期間の設定は事業内の主要手続のみとする。

2. 対象事業の概要

【49519】健康診断結果報告

常時50人以上の労働者を使用する事業者は、労働安全衛生規則第44条、45条、48条に基づく健康診断を実施したときは、定期健康診断結果報告書（様式第6号）を所轄労働基準監督署長に提出する必要がある。

監督署への提出方法については、監督署窓口への持ち込み、郵送、電子申請（e-Gov）となっている。

監督署に提出された健康診断結果報告書（様式第6号）は、職員による内容確認後、システムに登録（登録時にシステムでのエラーチェック）される。

【50263】労働者死傷病報告（死亡及び休業4日以上）

事業者は、労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は休業したときは、労働者死傷病報告（様式第23号）を提出する必要がある。

監督署への提出方法については、監督署窓口への持ち込み、郵送、電子申請（e-Gov）となっている。

監督署に提出された労働者死傷病報告（様式第23号）は、職員による内容確認後、システムに登録（登録時にシステムでのエラーチェック）される。

3. 対象事業のオンライン化の状況（対象事業自体がオンライン化未実施の場合は、オンライン化までのスケジュールを記載）

【49519】健康診断結果報告

事業者は、健康診断結果報告書の報告に関して、電子申請による手続きが可能となっている。（※申請に不備がある場合、システムにおいて補正指示をするとともに、当該事業者等に対し、電話にて修正内容の説明を行う場合もある。）

【50263】労働者死傷病報告（死亡及び休業4日以上）

事業者は、労働者死傷病報告に関して、電子申請による手続きが可能となっている。（※申請に不備がある場合、システムにおいて補正指示をするとともに、当該事業者等に対し、電話にて修正内容の説明を行う場合もある。）

4. 手続の概要、目標値、課題、アクションプラン

<4-1>

手続名	健康診断結果報告 労働者死傷病報告（死亡及び休業4日以上）
各手続の概要	<p>【概要】 事業者が、労働安全衛生法の規定に基づき、健康診断結果報告や労働者死傷病報告（死亡及び休業4日以上）を所轄労働基準監督署に提出（※）するもの。</p> <p>（※） 監督署窓口への持ち込み、郵送、電子申請（e-Gov）</p>
	<p>【年間総手続件数（令和2年度）、オンライン利用率（令和2年度を含む過去5年間）】</p> <p>健康診断結果報告 令和2年：116,717、0.82%（電子申請件数959件） 令和元年：150,914、0.26%（電子申請件数387件） 平成30年：120,914、0.21%（電子申請件数256件） 平成29年：119,726、0.12%（電子申請件数146件） 平成28年：118,031、0.10%（電子申請件数117件）</p> <p>労働者死傷病報告（死亡及び休業4日以上） 令和2年：131,156、1.10%（電子申請件数1449件） 令和元年：125,611、0.73%（電子申請件数918件）</p>

	<p>平成 30 年 : 127,329、0.48% (電子申請件数 615 件)</p> <p>平成 29 年 : 120,460、0.21% (電子申請件数 254 件)</p> <p>平成 28 年 : 117,910、0.12% (電子申請件数 142 件)</p>
<p>オンライン 利用率目標・ 取組期間と 設定の考え 方 (主要な手 続について 目標設定)※ 調査中の場 合でも想定 目標値を記 載</p>	<p>【目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オンライン利用率 20% <p>※ (オンライン利用率) = (システム申請件数) / (全申請件数)</p> <hr/> <p>【取組期間 (達成期限)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和 3 年度の計画策定より 5 年後にあたる令和 8 年度末まで <hr/> <p>【目標・期間設定の考え方】</p> <p>現時点でのオンライン利用率は 1%前後であり、ほとんど使われていない状況である。紙による手続に比して手間が掛かることや周知不足が要因と考えるが、利用頻度が低いことから、監督署等に寄せられる利便性改善要望の数も低い状況である。</p> <p>オンライン申請利用者の増加を図り、利用者増加により期待される利便性改善要望の意見内容等を踏まえ、更なる改善を図ることが重要であることから、まずはオンライン申請の利用率 20%を目標とする。</p> <p>また、他の手続きにおいて、利用率 1%前後から 20%前後まで利用率を向上させた期間が約 10 年前後であった。それらの取り組み事例も参考にすることにより、当該期間の 1/2 にあたる 5 年での目標達成を目指す。</p>

オンライン 利用率を引 き上げる上 での課題と 課題解決の ためのアク シヨンプラ ン①	課題	オンライン利用率は1%前後であることから、事業者への周知不足が考えられる。
	中間 KPI	【目標・達成期限】厚生労働省 HP 掲載の安全衛生関係の電子申請に関する資料等の閲覧数を増やす。 【KPI の定義】(HP 閲覧数) ※前年実績との比較を行う。
	アクション プラン a	【取組内容】毎年7月に実施する「全国安全週間」、9月に実施する「職場の健康診断実施強化月間」等を活用した、リーフレット等を用いた事業者への周知や厚生労働省 HP での周知を行う。 【取組期限 (期間)】目標年まで継続して実施することを予定。
	アクション プラン b	【取組内容】 【取組期限】
	アクション プラン c	【取組内容】 【取組期限 (期間)】
	課題	電子申請の手続きにおいては、電子署名の利用が必要となっている。一部の事業者においては、電子署名の利用準備が整っていない場合もあることから、電子申請を利用することが出来ない事業者も存在すると考えられる。
	中間 KPI	【目標】令和3年度中のシステム変更等を行うため、令和3年9月までに関係者等との調整を行う。 【KPI の定義】—
オンライン 利用率を引 き上げる上 での課題と 課題解決の ためのアク シヨンプラ ン②	アクション プラン a	【取組内容】申請手続きにおける電子署名の廃止又は代替手段を検討する。 【取組期限 (期間)】令和3年度中を予定
	アクション プラン b	【取組内容】アクションプラン a を踏まえた対応結果の周知を行う。 【取組期限 (期間)】アクションプラン a の対応以降に実施。
	アクション プラン c	【取組内容】 【取組期限 (期間)】
	課題	電子申請の手続きにおいては、電子署名の利用が必要となっている。一部の事業者においては、電子署名の利用準備が整っていない場合もあることから、電子申請を利用することが出来ない事業者も存在すると考えられる。
	中間 KPI	【目標】令和3年度中のシステム変更等を行うため、令和3年9月までに関係者等との調整を行う。 【KPI の定義】—

オンライン 利用率を引 き上げる上 での課題と 課題解決の ためのアク シヨンプラ ン③	課題	手続きを行う際に、入力画面上に記入要領やエラーメッセージを表示する等、事業者の利便性向上が十分になされていないこと。
	中間 KPI	【目標】 労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービスの利用満足度を高める。
		【KPI の定義】 (利用満足度) = (満足と答えた者の数) / (アンケート回答者数)
	アクション プラン a	【取組内容】 現在、労働安全衛生法関係の届出・申請等に関し、所轄労働基準監督署に申請または届出を行う場合に使用する様式を、事業者がインターネットを利用して作成する事業（労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス（以下「本サービス」という。））を実施しているところである。本サービスでは、入力画面上に記入要領やエラーメッセージを表示する等利用者の帳票作成補助を行っている。現在、本サービスでは、申請や届出のオンライン申請は行うことが出来ず、作成した帳票は、印刷し、所轄の労働基準監督署に提出（郵送等）することとなっているが、今後、本サービスからオンライン申請が出来るよう検討する。
		【取組期限（期間）】 令和5年度中のシステム改修を検討予定。
	アクション プラン b	【取組内容】 アクションプラン a を踏まえた対応結果の周知を行う。
		【取組期限（期間）】 アクションプラン a の対応以降に実施。
アクション プラン c	【取組内容】	
	【取組期限（期間）】	

5. スコアカードの更新頻度と公表方法

更新・公表については省内の方針に沿って対応予定。

6. 利用者目線での第三者チェックの方法と時期（少なくとも年に1回チェックを受け、チェックの概要等については公表する）

公労使で構成される安全衛生分科会において、オンライン申請件数等をもとにご審議いただき、議事録を厚生労働省ホームページに公表する。

7. 基本計画の見直し

計画の進捗状況等を踏まえ、基本計画を見直しや必要な改定を行う。